

[別紙 2]

論文審査の結果の要旨

申請者氏名 福 田 淳

本研究は、社寺林に由来する国有林（以下、旧社寺林）において、歴史的・文化的資源を活用しながら、国有林当局と社寺を含む地元関係者との連携を図ることは、双方にとって有益であるとの観点から、旧社寺林の取扱に関する歴史的経緯を明らかにし、これまでの取組事例から、連携を図るに当たって考慮すべき点を分析したものである。

第1章は、旧社寺林の取扱に関する歴史的経緯を明らかにした。

江戸時代には、社寺は広大な山林や田畑を領有していたが、明治政府は明治4年「社寺上知令」により、境内地以外の社寺領を全て官有地に編入するよう指示した。これに対して、社寺から強い反発が生じたため、「社寺保管林制度」が設けられた。「社寺の風致的環境」と「社寺の財源」の2つの使命を意図するものであった。戦後は、「社寺等に無償で貸し付けてある国有財産の処分に関する法律」により、社寺保管林制度は廃止され、全国に約2.6万町歩存在していた保管林のうち、約3,700町歩が社寺に譲与され、残りは、通常の国有林野として管理されることとなった。

第2章は、旧京都営林署管内における社寺保管林の設定・収支・処分の状況を明らかにした。

旧京都営林署管内には、昭和14年当時、28社寺により31箇所の保管林が設定され、面積は約1,589町歩であった。大正10年度から昭和5年度までの差引純収入の約四分の三が社寺の収入となっていた。処分については、京都大阪森林管理事務所に保管されていた文書綴の調査により、16社寺が269町歩の譲与申請を行い、11社寺の237町歩が譲与されたことが分かった。16社寺による譲与申請面積は旧保管林面積の四分の一程度に過ぎず、社寺による自制若しくは営林署による指導が行われたことが伺われた。5社寺については、全面積の申請が却下された。これは、昭和25年「京都国際文化観光都市建設法」を踏まえて、京都市長から林野庁長官に国有林存置の意見書が提出されたことから、社寺保管林処分審査会が東山及び嵐山周辺の国有林は原則的に国有林に存置する方針を決めたことによることが分かった。

第3章と第4章は、東山国有林と嵐山国有林、それぞれにおける施業の変遷と課題を整理した上で、国有林による取組を分析した。

東山国有林は、「社寺上知令」による国有林への編入以降、マツ林の成長、室戸台風による被害、シイ林の拡大、カシノナガキクイムシによる被害の発生などを経験してきた。東

山国有林では、多様な関係者の意見調整、景観的・生態的観点からの「あるべき姿」の設定、「国民の森林・国有林」の実現が課題となっている。京都大阪森林管理事務所では、平成 19 年に、広範な関係者の参加を通じて、文化的価値の発信と森林整備・景観対策に取り組む「京都伝統文化の森推進協議会」を設立した。設立以後、多額の活動資金を確保した上で、シイ林の樹種転換に向けた林相改善事業を中心とする各種取組を進めている。

東山国有林において、地元関係者の連携が進んだ背景としては、シイ林の拡大に対する危機感の共有、社寺との「開かれた関係」の構築、京都市役所の積極的な関与の 3 点を指摘することができた。

嵐山国有林は、江戸時代まではサクラやマツの植栽等の人為により一定の林況が維持されてきたが、「社寺上知令」による国有林への編入以降、広葉樹林への植生遷移が進んだ。昭和 6 年「嵐山風致林施業計画」や昭和 57 年「京都市周辺国有林の取扱いについて」等の施業方針により、往時の林況の復元が企図されたが、計画通りには進まなかった。現在、嵐山国有林では、植生の変化と植栽木の生育不良、獣害の発生、落石被害の防止、観光需要への対応の 4 点が課題となっている。これら課題に対処するため、京都大阪森林管理事務所では、平成 21 年度に「嵐山国有林の取扱いに関する意見交換会」を設置して、「嵐山国有林の今後の取扱い方針」を採択した。

嵐山国有林における経験から、旧社寺林で国有林当局と社寺を含む地元関係者との連携を図るに当たって学ぶべき点として、関係者の間で、旧社寺林の歴史的・文化的価値を再認識すべきこと、地域のリーダーである社寺の参画を確保すべきこと、誰が関係者の連携を主導するかについて十分な検討を行うべきことの 3 点を指摘することができた。

以上、本研究は、旧社寺林の歴史的経緯を、具体的な資料に基づき明らかにするとともに、社寺を含む地元関係者との連携を図るに当たって、国有林当局は、旧社寺林に関する歴史的経緯を十分に理解すること、広範な関係者の参画による組織を通じて、社寺との「開いた関係」を構築すること、場合によっては、地域のリーダーに主導権を譲り渡すことも検討することの 3 点が必要であることを明らかにしたもので、学術上応用上、貢献するところが少なくない。よって審査委員一同は、本論文が博士（農学）の学位論文として価値あるものと認めた。